

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第62号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則（昭和41年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書等の提出部数及び経由)</p> <p>第8条 法、省令及びこの規則により提出する申請書等の提出部数は、別に定めがあるもののほか、知事に提出するものにあつては正副2通とし、局長に提出するものにあつては1通とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第32号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>市町村土地改良事業施行協議書</u></p> <p>[略]</p> <p><u>土地改良事業（地区事業）を施行したいので、土地改良法（以下「法」という。）第96条の2第1項の規定により、次の書類を添えて協議します。</u></p> <p><u>1 土地改良事業計画書</u></p> <p><u>2 条例</u></p> <p><u>3 法第96条の2第2項の議決があつたことを証する書面</u></p> <p><u>4 法第96条の2第2項の規定により公告した事項を記載した書面</u></p> <p><u>5 法第96条の2第2項及び第3項の規定による同意があつたことを証する書面</u></p> <p><u>6 法第96条の2第5項において準用する同法第5条第7項の規定による同意があつたことを証する書面</u></p> <p><u>7 法第96条の2第4項において準用する同法第5条第5項の意見を記載した書面</u></p> <p><u>8 法第96条の2第5項において準用する同法第5条第6項の承認があつたことを証する書面</u></p> <p><u>9 法第96条の2第2項の規定による関係土地改良区の同意があつたことを証する書面</u></p> <p><u>10 当該土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面</u></p> <p><u>注 農用地造成事業以外の事業の場合は、5の書面中法第96条の2第3項の規定による書面及び7の書面は、添付を要しません。</u></p> <p>[略]</p>	<p>(申請書等の提出部数及び経由)</p> <p>第8条 法、省令及びこの規則により提出する申請書等の提出部数は、別に定めがあるもののほか、知事に提出するものにあつては正副2通とし、<u>所管する</u>局長に提出するものにあつては1通とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第32号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>市町村土地改良事業計画報告書</u></p> <p>[略]</p> <p><u>土地改良事業計画（地区事業）を定めたので、土地改良法第96条の2第6項の規定により、土地改良事業計画書を添えて報告します。</u></p> <p>[略]</p>

様式第33号（第2条関係）

市町村土地改良事業計画変更協議書

[略]

土地改良事業計画（ 地区 事業）を変更したいので、土地改良法（以下「法」という。）第96条の3第1項の規定により、次の書類を添えて協議します。

- 1 変更後の土地改良事業計画書
- 2 土地改良事業計画の変更の理由を記載した書面
- 3 変更後の条例
- 4 法第96条の3第1項の議決があったことを証する書面
- 5 法第96条の3第2項の規定により公告した事項を記載した書面
- 6 法第96条の3第2項及び第3項の規定による同意があったことを証する書面
- 7 法第96条の3第5項において準用する同法第48条第7項において準用する同法第5条第7項の同意があったことを証する書面
- 8 法第96条の3第4項で準用する同法第5条第5項の意見を記載した書面
- 9 法第96条の3第2項の規定による関係土地改良区の同意があったことを証する書面
- 10 計画変更後に行う土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 11 法第96条の3第5項において準用する同法第48条第7項において準用する同法第5条第6項の承認があったことを証する書面

注1 農用地造成事業以外の事業の場合は、6の書面中法第96条の3第3項の規定による書面及び8の書面は、添付を要しません。

- 2 法第96条の3第5項において準用する同法第48条第4項に規定する軽微な変更の場合は、6の書面中法第96条の3第2項による書面の代わりに同条第4項の同意があったことを証する書面を添付してください。

[略]

様式第34号（第2条関係）

市町村土地改良事業廃止協議書

[略]

土地改良事業（ 地区 事業）を廃止したいので、土地改良法（以下「法」という。）第96条の3第1項の規定により、次の書類を添えて協議します。

様式第33号（第2条関係）

市町村土地改良事業計画変更報告書

[略]

土地改良事業計画（ 地区 事業）を変更したので、土地改良法第96条の3第5項において準用する同法第96条の2第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書を添えて報告します。

[略]

様式第34号（第2条関係）

市町村土地改良事業廃止報告書

[略]

土地改良事業（ 地区 事業）を廃止したので、土地改良法第96条の3第5項において準用する同法第96条の2第6項の規定により、次の書類を添えて報告します。

[略]

- 2 土地改良事業を廃止する理由を記載した書面
- 3 法第96条の3第1項の議決があったことを証する書面
- 4 法第96条の3第2項の規定により公告した事実を記載した書面
- 5 法第96条の3第2項の同意があったことを証する書面

[略]

様式第35号（第2条関係）

市町村応急工事計画協議書

[略]

災害のため急速に土地改良事業（ 地区 箇所）を行いたいので、土地改良法（以下「法」という。）第96条の4において準用する法第49条第1項の規定により、次の書類を添えて、協議します。

- 1 応急工事計画書
- 2 法第96条の4において準用する法第49条第1項の規定により議決があったことを証する書面

[略]

様式第36号（第2条関係）

[略]

管理規程を定めたので、土地改良法（以下「法」という。）第96条の4において準用する法第57条の2第1項の規定により、次の書類を添えて、協議します。

- 2 法第96条の4において準用する法第57条の2第1項の規定により議決があったことを証する書面

[略]

様式第37号（第2条関係）

[略]

管理規程を変更（廃止）したいので、土地改良法（以下「法」という。）第96条の4において準用する法第57条の2第3項の規定により、次の書類を添えて、協議します。

[略]

- 2 法第96条の4において準用する法第57条の2第3項の規定により議決があったことを証する書面

[略]

[略]

- 2 土地改良事業を廃止する理由を記載した書面

[略]

様式第35号（第2条関係）

市町村応急工事計画報告書

[略]

災害のため急速に土地改良事業（ 地区 箇所）を行ったので、土地改良法第96条の4第2項において準用する同法第96条の2第6項の規定により、応急工事計画書を添えて、報告します。

[略]

様式第36号（第2条関係）

[略]

管理規程を定めたので、土地改良法（以下「法」という。）第96条の4第1項において準用する法第57条の2第1項の規定により、次の書類を添えて、協議します。

- 2 法第96条の4第1項において準用する法第57条の2第1項の規定により議決があったことを証する書面

[略]

様式第37号（第2条関係）

[略]

管理規程を変更（廃止）したいので、土地改良法（以下「法」という。）第96条の4第1項において準用する法第57条の2第3項の規定により、次の書類を添えて、協議します。

[略]

- 2 法第96条の4第1項において準用する法第57条の2第3項の規定により議決があったことを証する書面

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の土地改良法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、

同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。